

埼玉県男女共同参画苦情処理委員及び専門員取扱要綱

(平成12年9月決裁)

(趣旨)

- 第1条 この要綱は埼玉県男女共同参画苦情処理委員及び専門員の委嘱、報酬その他の勤務条件に関し、基本的事項を定めるものとする。
- 2 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

(苦情処理委員等の職務)

- 第2条 苦情処理委員は、次に定める職務を行う。
- 一 条例第13条第3項の規定により、申出について調査し、勧告、意見表明及び助言を行うこと。
 - 二 条例第13条第4項の規定により、申出について調査し、助言、是正の要望等を行うこと。
 - 三 前2号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。
- 2 苦情処理委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。
- 3 苦情処理委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行う。
- 一 職務の執行の方針に関すること。
 - 二 職務の執行の計画に関すること。
 - 三 その他苦情処理委員が合議により処理することを合議により決定をした事項に関すること。
- 4 苦情処理委員の職務を補助させるため、専門員を置く。

(任用)

- 第3条 苦情処理委員及び専門員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する職とする。
- 2 苦情処理委員及び専門員の任用は、知事が行う。
- 3 前項の任用は、別表の発令事由に対応する通知書の記載形式により様式の通知書を本人に交付して行う。
- 4 苦情処理委員及び専門員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第4条 苦情処理委員及び専門員の報酬の額は、苦情処理委員及び専門員が、合議に出席し、又はその職務により勤務した日一日について支給する。

2 苦情処理委員の報酬日額は、2万9千8百円とする。

3 専門員の報酬日額は、1万8千百円とする。

4 苦情処理委員及び専門員が職務のため旅行したときは、特別の事業がある場合を除き、一般職の職員に支給する額に相当する額をその費用として弁償する。

5 報酬及び費用弁償の支給方法は、一般職の職員の給料及び旅費支給の例による。ただし、費用弁償の計算方法における起点は、苦情処理委員及び専門員が居住する市町村の区域とする。

(服務)

第5条 苦情処理委員及び専門員は、この要綱に特別の定めのある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

2 苦情処理委員及び専門員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。なお、苦情処理委員及び専門員が私生活において他人に与えた損害について、県は責任を負わない。

3 苦情処理委員及び専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

4 苦情処理委員及び専門員は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(解嘱)

第6条 県は苦情処理委員及び専門員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該苦情処理委員及び専門員を解嘱することができる。

一 日本国憲法その他日本の法令又はこの要綱に違反した場合

二 当該苦情処理委員及び専門員の担当する職務にふさわしくない行為があった場合

三 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合

2 前項の解嘱は、別表の発令事由に対応する通知書の記載形式により様式の通知書を本人に対して行う。

(公務災害補償等)

第7条 苦情処理委員及び専門員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年埼玉県条例第51号）の定めるところによる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、苦情処理委員及び専門員の運営に関し必要な事項は人権・男女共同参画課長が苦情処理委員及び専門員に諮って定める。

(庶務)

第9条 苦情処理委員及び専門員に関する庶務は人権・男女共同参画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。